

# 新発田市地方就職学生支援金の申請に係るお願い

## 地方就職学生支援金とは



### 交通費支援

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域※を除く）の大学生が、新潟県内の企業に内定し、新発田市に移住する場合、内定先企業の就職採用試験及び面接にかかった往復交通費を一部支援する制度です。

支援額 往復交通費の1/2（上限1万円）  
※100円未満切捨て、1人1回まで

令和7年度  
に交通費  
支援を受けると...

### 移転費支援



新発田市地方就職学生支援金（交通費支援）を受けて新発田市に移住した場合、その移転費（引っ越し費用等）を一部支援する制度です。 ※令和8年度以降の申請

支援額 上限81,500円（予定）  
※1人1回まで

### ※条件不利地域

- 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村  
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町  
千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町  
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

詳細はこちらで随時更新します！利用の前にQRコードから必ずご確認ください！



制度に関する市HP

## 補助対象者

上記のいずれの支援においても、次の全てにチェックがつく学生が対象です。

- 令和7年4月1日以降に内定を受けている。
- 大学又は大学院の本部が東京都内にあり、その大学の東京圏内のキャンパスに在学しているまたはしていた。
- 学部4年生以上で、卒業・修了しているまたはその見込みであり、卒業・修了年度において東京圏に在住している。
- 新潟県内の企業に就職が内定し、大学卒業後は新発田市に移住する。
- 本支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始から1年以内である。在学中に交通費を申請する場合は、申請日が就業開始予定日から1年以内である。
- 勤務先が新潟県内にある企業である。
- 週20時間以上勤務の無期雇用契約で、新発田市から通勤が可能な範囲内での勤務地限定型社員としての採用である。
- 申請から5年以上、新発田市に居住する意思がある。

### ※以下の場合には返還の対象となります。

- ①虚偽申請をする。
- ②1年以内に内定先に就職しない。
- ③1年以内に対象の就職先を辞める。
- ④1年以内に新発田市に転入しない。（申請時に新発田市に住民票がある場合を除く）

※その他要件があります。申請する際は、上記QRコードから市ホームページを必ずご覧ください。

## 事業者の皆様へのお願い

～事業者の皆様におかれましては、本支援金の申請について下記のとおりご協力をお願いいたします～

採用  
面接時

東京圏からの学生へ、往復交通費に係る領収書を保管するようお願いください。

内定時

支援金（交通費）を申請する学生へ就業証明書を発行し、事業者様から申請書類を市商工振興課へ提出ください。また東京圏からの学生へ、引っ越しに係る経費の領収書を保管するようお願いください。

入社後

支援金（交通費・移転費）を申請する学生へ就業証明書を発行し、事業者様から申請書類を市商工振興課へ提出ください。※移転費の申請は、令和6年度に交通費支援金を支給された学生が対象です。